

告示

埼玉県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	廃止年月日
ますだ皮膚科クリニック	久喜市久喜北一―八―五	令和八年五月三十一日
かわい眼科	桶川市東二―一―一〇	令和八年五月三十一日
上尾そのだ眼科	上尾市宮本町三―二A―GEOタウン一階一〇八区画	令和八年五月三十一日
よつば在宅クリニック 和光	和光市本町一―一七齋藤ビル四階四号室	令和八年五月三十一日
内田耳鼻咽喉科医院	志木市中宗岡二―一―四一	令和六年四月二十八日
医療法人雅の会アイリスクリニック所沢	所沢市御幸町五―一五	令和八年五月三十一日
医療法人社団璃清会 ILIMA DENT AL CLINIC	上尾市宮本町一―一〇〇―一A―GEO・タウン二F	令和八年五月三十一日

共立歯科医院	坂戸市三光町四九―一	令和八年五月三十 一日
いちり山歯科医院	行田市菈里山町二七―一 F 小川ビル二	令和八年四月三十 日
松本歯科医院	東松山市箭弓町一―一 三―二 大畑ビル二 F	令和八年五月三十 一日
アポック医大前薬局 1号店	入間郡毛呂山町毛呂本郷一八―一	令和八年六月一日
ソレイユ薬局	志木市本町六―二三―一 三S Aビル一階	令和八年五月三十 一日
たちばな薬局 幸手店	幸手市幸手一八〇―一	令和八年四月三十 日
どれみ薬局	本庄市西富田三二七―三	令和八年五月三十 一日
ひまわり薬局 坂戸店	坂戸市南町三〇―一九	令和八年五月三十 一日
三光堂薬局	蕨市中央四―一四―一	令和八年五月三十 一日
セイムス平方薬局	上尾市平方三八七九―五	令和八年五月二十 九日
訪問看護ステーション ゆたか	児玉郡上里町七本木二九五五―二	令和七年十二月三 十一日